

個人情報保護法等に基づく公表事項等

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項及び業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます（用語等は当信用漁業協同組合連合会（以下「当連合会」といいます。）の個人情報保護方針と同一です）。

東日本信用漁業協同組合連合会
（令和3年4月1日制定、令和6年6月25日改正）

1. 当連合会が取り扱う個人情報の利用目的（保護法第21条第1項関係）

次のとおりです（後記3以下も併せてご覧ください）。なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

（1）当連合会が取得する個人情報とその利用の目的

貯金・定期積金等の当連合会で取り扱う金融商品又は各種金融サービスの利用申込を受けられる際に、ご利用者の住所・氏名・性別・電話番号などの情報を提供いただいておりますが、これらの取引に係る個人情報は、契約の維持・管理のほか他の金融商品・サービスのご案内・当連合会の各種サービスの提供を行うために使用させていただきます。

また、貸出・債務保証・当座貯金取引などの与信業務にあつては、お取引の申込の際に申込者の身元を確認できる情報のほか、財産状況、収入・所得の状況、勤務先・勤務年数、家族構成、住居状況等の資力・信用力等を判断できる情報を、また与信後のこれらの状況に関する情報のご提供をいただくことがあります。これらの情報は与信判断及び与信後の管理業務に利用させていただきます。

なお、当連合会及び当連合会の関連団体・会社の金融商品・サービスに関し、下記に提示した利用目的の範囲内で利用いたします。

以上の内容を踏まえた当連合会が取り扱う個人情報の利用目的としては、次のとおりです。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や金融商品・サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 貯金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信業務に際して個人情報を加盟する個人情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑫ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（2）その他の業務で取得する個人情報とその利用目的

当連合会では、上記以外にも、主に申込書・契約書やアンケートによるほか、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で個人情報を取得・収集する場合があります。

これによって、当連合会が利用者からご提供いただいた個人情報のうち、住所・氏名・電話番号等については、アフターサービスの提供、情報を提供いただいた皆様にとって有益と思われる商品・サービスのご案内等の目的で使用させていただきます。

このための利用は、お申し出があれば利用を停止させていただきます。

このほか、皆様から個人情報の提供をお願いする場合には、その収集の目的、収集した個人情報を利用する者の範囲等については、当連合会の店頭、窓口等に備え置くパンフレット等により、また当連合会とご契約等をいただく際に明示させていただきますが、当連合会の事業・サービスの利用状況等は、当連合会のより良い商品・サービスの開発等のための分析等に当連合会内部限りで使用させていただく場合があります。

(3) 特定個人情報を取得する際の利用目的

当連合会では、法定調書や非課税申告書などに特定個人情報を記載し、税務署などに提出するため、利用者からご提供いただいた特定個人情報を使用させていただきます。

以上の内容を踏まえた当連合会が取り扱う特定個人情報の利用目的としては、次のとおりです。

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ④ 贈与税非課税措置に関する事務
- ⑤ 預貯金口座付番に関する事務
- ⑥ 報酬・料金等に関する支払調書作成事務
- ⑦ 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務
- ⑧ その他法令で認められた事務

2. 当連合会が取り扱う保有個人データに関する事項（保護法第32条第1項関係）

(1) 当該個人情報取扱事業者（当連合会）の名称及び住所並びに代表者氏名

東日本信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 関 義文

住所：千葉県千葉市中央区新宿 2-3-8

(2) すべての保有個人データの利用目的

データベース等の種類	利 用 目 的
事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品・サービス利用申込の受付 ・本人の確認 ・利用資格等の確認 ・契約の締結 ・契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・市場調査及び当連合会の提供する商品・サービスの開発・研究 ・当連合会が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供 ・与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・当連合会が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・当連合会が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

統合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の確認 ・与信の判断、契約の維持・管理 ・取引内容・履歴等の管理 ・市場調査及び商品・サービスの開発・研究 ・業務の遂行に必要な範囲で行う業務提携先等第三者への提供 ・資産査定・決算事務等内部管理 ・当連合会の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
個人番号に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号関係事務の実施

注) ご不明な点につきましては、ご本人さまからのお申出により遅滞なくご回答させていただきます。

(3) 開示等の求めに応じる手続

保有個人データ等（個人データの第三者提供記録を含みます。）にかかる開示等求めに応じる手続は、以下の通りです。なお、当連合会が行うダイレクトメールや電話によるご案内等について、ご本人又は代理人の方から利用停止のお申し出があった場合には、ただちにダイレクトメールや電話によるご案内のための個人情報の利用を中止いたします。

(i) 開示等の求めのお申出先

当連合会の保有個人データ等に関する開示等のお求め及びお取引内容等に関するご照会は、お取引店舗までお申し出下さい。

（受付時間：営業日の午前9時30分～12時及び午後1時～午後5時まで）

(ii) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

請求書に、必要事項をご記入の上、お取引店舗までお申し出下さい。なりすましによる情報の漏えいを防止するため、次により開示等請求者の本人確認を行います。

(ア) ご来店による請求の場合

窓口において直接的に本人であることを証明できる運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、年金手帳、実印及び印鑑証明(交付日より3か月以内のもの)又は外国人登録証明書をご提示ください。

(イ) 郵送の場合

郵送の場合には、運転免許証又はパスポートの写しのほかに、住民票又は請求書に実印の押印と印鑑証明書(交付日より3ヶ月以内のもの)をご同封下さい。

なお、代理人によるご請求の場合には、以下の証明書に基づき、代理人資格の確認を行います。

- ・法定代理人の場合

請求者本人との続柄を証明できる住民票その他証明書。

- ・任意代理人の場合

本人の印鑑証明書(交付日より3か月以内のもの)付きの請求書及び委任状

(iii) 開示手数料

1件あたり、別に定める開示手数料がかかります。

(4) 安全管理措置に関する事項

当連合会が講じている保有個人データの安全管理措置の主な内容は次の通りです。

①基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護方針」を策定しています。

②個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について「個人情報取扱規程」を策定しています。

③組織的安全管理措置

・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、保護法や個人情報取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

④人的安全管理措置

・個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に対する研修を実施しています。

⑤物理的安全管理措置

・個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

⑥技術的安全管理措置

・アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

⑦外的環境の把握

・外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで、安全管理措置を実施しています。

(5) 保有個人データの取扱いに関し当連合会が設置する苦情のお申出先窓口

当連合会の保有個人データに関する苦情については、次の窓口までお申し出下さい。

(受付時間：営業日の午前9時30分～12時及び午後1時～午後5時まで)

店舗（担当部署）		住所	電話番号
千葉県	本店営業部業務室	千葉市中央区新宿2丁目3番8号	043-242-5265
青森県	青森支店業務部	青森市安方1丁目1番32号	017-722-1471
岩手県	岩手支店業務部	盛岡市内丸16番1号	019-623-8315
宮城県	宮城支店業務部	石巻市開成1番27号	0225-21-5713
茨城県	茨城支店業務部	水戸市三の丸1丁目1番33号	029-221-6281
東京都	東京支店業務部	港区港南4丁目7番8号	03-3458-3031
新潟県	新潟支店業務部	新潟市中央区万代島2番1号	025-241-7291
富山県	富山支店業務部	富山市舟橋北町4番19号	076-441-3528
石川県	石川支店業務部	金沢市北安江3丁目1番38号	076-234-8821
福井県	福井支店業務部	福井市大手2丁目8番10号	0776-21-6080
静岡県	静岡支店業務部	焼津市本町1丁目7番1号	054-629-8682
愛知県	愛知支店業務部	名古屋市中区丸の内三丁目4番31号	052-962-1481
三重県	三重支店業務部	伊勢市中村町786番1号	0596-20-2611

3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第23条第2項関係）

保護法第23条第2項は、第三者に提供される個人データ（機微情報は除きます。）について、ご本人の求めに応じてご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段又は方法、④ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤ご本人の求めを受け付ける方法につき、ご本人が容易に知り得る状態においているとき及び個人情報保護委員会に届け出たときは、個人データを第三者に提供することができることを定めています。

4. 共同利用に関する事項（保護法第27条第5項3号関係）

保護法第27条第5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当連合会が共同して利用する場合については次のとおりです。

（1）全国漁業信用基金協会等との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（変更が生じた場合の変更後の情報を含む）
- ・契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状及び履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利及びこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
- ・支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績及び下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
- ・取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写し又は記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）

② 共同利用する者の範囲

当連合会、全国漁業信用基金協会、宮城県漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金

③ 共同利用する者の利用目的

- ・借入契約及び債務保証委託契約に関連する全ての与信判断並びに与信後の管理
- ・代位弁済後の求償権の管理
- ・裁判・調停等により確定した権利の管理
- ・完済等により消滅した権利の管理
- ・上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名

東日本信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 関 義文

住所：千葉県千葉市中央区新宿 2-3-8

(2) 信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫との間の共同利用

①共同利用する個人データの項目

- ・氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先等
- ・借入金残高、貯金残高等、信用事業取引の内容がわかる情報等

②共同利用する者の範囲

- ・当連合会
- ・農林中央金庫

③共同利用する者の利用目的

- ・JFマリンバンクグループとしての金融機能不正利用防止に向けた取り組み

④個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名

東日本信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 関 義文

住所：千葉県千葉市中央区新宿 2-3-8

(3) 電子交換所との間の共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人又は引受人であるお客様及び当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設・貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）及び当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ア. 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- イ. 当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ウ. 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）
- エ. 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- オ. 生年月日
- カ. 職業
- キ. 資本金（法人の場合に限ります。）
- ク. 当該手形・小切手の種類及び額面金額
- ケ. 不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- コ. 交換日（呈示日）
- サ. 支払金融機関（部・支店名を含みます。）
- シ. 持出金融機関（部・支店名を含みます。）
- ス. 不渡事由
- セ. 取引停止処分を受けた年月日

（注）上記ア～ウにかかる情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支

払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同利用する者の範囲

電子交換所（全国銀行協会）及びその参加金融機関

③ 共同利用する者の利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保及び金融機関における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名

一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1

代表者氏名は、下掲のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>

5. 外国の第三者への提供の取扱いについて

当連合会は、あらかじめ本人の同意を得て外国にある第三者（外国政府を含みます。）に個人データを提供（委託に伴って提供する場合を含みます。）する場合は、法令等に基づき、該当外国の個人情報保護制度等に関する情報の提供を行います。この場合において、提供すべき情報が事後的に特定できた場合には、お客さまのご要請に応じて必要な情報を提供します。

また、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備します。

当該相当する措置の内容や事後的に特定できた情報についてお知りになりたい方は、当連合会までご連絡ください。

6. 個人情報である仮名加工情報の取得及び仮名加工情報の利用目的の変更に関する事項

（保護法第41条第4項関係）

当連合会が取得した個人情報である仮名加工情報の利用目的は次の通りです。

- ・該当なし

当連合会が取扱う仮名加工情報の変更後の利用目的は次の通りです。

- ・該当なし

（注）個人情報である仮名加工情報の取得及び仮名加工情報の利用目的の変更を行う場合に記載する。

なお、「個人情報である仮名加工情報の取得」の意義についてはガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）を参照のこと。（個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、個人情報の「個人情報である仮名加工情報の取得」には該当しないこととされている。）

7. 当組合が作成した匿名加工情報に関する事項（保護法第43条第3項関係）

次の通りです。

○匿名加工情報として作成した項目

- ・該当なし

（注）該当がある場合のみ記載する。

8. 備考

当連合会が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個

別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

以 上